農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第11条第2項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年2月13日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 阿万吹上町地区
- 2. 協議の結果をとりまとめた年月日 令和6年2月5日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - 〇 経営体数

法人1 経営体個人3 7 経営体集落営農(任意組織)0 組織

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。 担い手は十分に確保されている。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手に貸し付け、農地の維持管理を図る。アンケートを継続していくことで、地区内の農地情報の把握に努めていく。

6. 地域農業の将来のあり方

アンケート調査の結果、農業上の課題として最も多かったのが、農業用機械の大型化および 価格の高騰により機械の更新が進まないことであった。機械の共同化の必要性から、集落営農 組織の設立を検討していくとともに、吹上町地区内での意識改革や耕作者の育成など積極的に 取り組んでいく。